

【議会報告会】

○現在のあけぼの学園がある土地は、学園の移転後、どのように利用されるのか教えてほしい。

⇒議員 あけぼの学園の移転後の跡地利用については、現在のところ、まだ示されていない。

○介護保険を利用しない高齢者は、介護保険料だけ払い続けて、サービスを受けていない。元気な高齢者に対する施策の充実も合わせて考える必要があるのではないか。

⇒議員 社会全体で介護を行うという理念のもと介護保険制度はスタートしたが、介護サービスを受けずに元気な生活を送ることは幸せだという考え方もある。今後は、健康寿命の延伸が大きなテーマであり、介護予防事業に重点的に取り組む必要があるとともに、これまで介護保険で担ってこなかった高齢者への生活支援サービス等も充実していくことが予定されている。

○少人数学級拡充事業に関する補正予算の中で説明のあった「常勤講師」と正規職員の違いについて確認したい。安定した身分である正規職員を配置する方が子供の教育環境にとって、いいのではないか。

⇒議員 常勤講師は、県採用の正規職員が病気や出産等の理由で勤務できない場合の代替として配置されたり、本市が独自に県基準を上回る少人数学級を実施するために配置する場合があります。正規職員と異なり契約期間に定めのある臨時的に任用された教員である。予測が困難な病気等の理由やその時々学級数の変動により柔軟な教員の配置が必要なため、正規職員の配置は難しく、どうしても常勤講師で対応することとなる。

○請願第 8 号で説明のあった年金積立金について、具体的にどのような運用方法により行っているのか確認したい。

⇒議員 これまでの年金積立金の運用は、国内国債の購入が約 60%、国外および国内の株式の購入がそれぞれ約 12% などであったが、現在は、国内国債の購入が約 35% に減

り、国外および国内の株式の購入がそれぞれ約25%に高まっていることから、この年末年始での株安により多くの損失が発生していると言われている。

○請願の審査に関して、どのような手続きを経て審査し、採択された場合に、市の政策に反映されていくのか確認したい。

⇒議員 市民の意見を議会に届けてもらう手法の一つであり、請願の内容に応じて所管する委員会と本会議で審議し、採決を行う。議会として採択した場合、行政側は、その後の政策において最大限尊重することとなる。

⇒議員 請願の内容により、大きく分けて市の政策により解決できるものと、市議会から国等に意見書を提出し、要望していくものがある。前者は、市として、議会の意向と異なる政策を行わないよう守られると理解しており、今回、採択されたあけぼの学園に関する請願についても、請願者の意向が市の政策等に反映されると考えている。

○請願と陳情の違いについて、教えてほしい。

⇒議員 必ず紹介議員が必要であるのが請願であり、委員会等で審査を行う。紹介議員がない場合は陳情となり、審査は行わない。

【シティ・ミーティング】

○朝明中学校の移転建替に関する新聞報道があったが、詳細内容の説明をお願いしたい。

⇒議員 今定例月議会での当委員会協議会で説明があり、大矢知地区の教育課題の解決策として、報道にあったような移転建替が望ましいとの教育委員会の判断が示された。議会全体への報告や地元への説明はこれからである。

○移転建替が望ましいとの教育委員会の意見を受けて、大矢知地区の教育課題解決のために最もふさわしい方法を1月中に打ち出すとの市長の会見があり、今後、用地買収等の予算獲得に向けた動きがあると思っている。移転建替の是非は、今後、市民、地元も判断していくこととなるが、用地買収費用の妥当性や、市内の他の中学校でも建替や耐震工事など多くの課題が存在する中で朝明中学校を優先的に建て替えることの公平性につ

いて、議会内で十分議論し、判断してほしい。

⇒議員 従来から朝明中学校の移転建替が適当であると考えており、議会としても用地買収については条件付きで賛成していた。現在の朝明中学校は、平成30、31年度に大規模改修に係る費用が発生し、校舎も手狭な状況にある。移転建替であれば大矢知地区の教育課題を解決し、また、周辺校を小規模化させずに教育環境も確保できることから、費用面を考慮しても落としどころとして最善であるとする。

○多くの費用をかけて、本市独自の新たな健康体操を考えていると聞くが、現在、市内の小・中学校では、ラジオ体操が正しいやり方で実施されていないと聞く。まずは、順序として、長い間親しまれ、いつでも誰でもできるラジオ体操のより一層の普及と実施の充実に努めるように市の方針を変更してほしい。

⇒議員 以前、調査を行ったところ、ラジオ体操を実施していない本市の小・中学校が多くあることに驚いた。まず第一に、何十年も続き、誰でも親しめるラジオ体操を実施した上で、新たな健康体操を行う必要があると考え、担当部局に対し全校でのラジオ体操の実施に向けた改善の指摘を行ったところである。新たな健康体操は、すでに音楽が決定し、現在、振り付けを公募しているが、幅広い世代が音楽に振り付けを合わせることは難しいという専門家の意見もあり、担当部局が説明するような、子供から高齢者まで健康づくりに取り組める体操となるのか疑問を感じる。

○昨日、菰野町で男子生徒が自殺したとの報道があったが、命を守ることほど大切なものはない。今回の事件を契機として、本市議会は子供の命を守るために真っ向から取り組んでいるということを、全国に発信する活動を行い、同様の課題を抱える全国の自治体をリードしてほしい。

⇒議員 大変貴重な意見として承る。当委員会や市議会全体としても重要性を認識しており、子供たちを守り、健やかに巣立っていく環境をつくるのが我々の役割であるので、しっかりと議論、検証していきたい。

○要介護認定の申請をしてから、認定を受けるまでに1カ月以上を要することがあり、介護サービスを一番受けたい時期に、認定に基づいた給付を受けることができない。認定前に前倒しで介護サービスを受けた場合で、認定の結果、想定より介護度が低かった場合

には、全額自己負担を行わなければならないケースもあるため、審査日数の短縮に向けた改善をお願いしたい。

⇒議員 確かに、本市では、申請から認定までに日数がかかっている現状にある。以前も、審査事務に係る人員配置の充実に向けた改善を指摘し、一定の効果はあったが、ここに来て、再び審査日数を要するようになっている状況は大きな課題であると認識している。適正な日数で認定が行われるように、適切な人員配置や認定調査員の質の向上に向けて、早急な取り組みが必要である。

⇒議員 新規の認定審査は市職員が行い、更新認定と認定変更は委託先の市社会福祉協議会が行っている。市職員が、県が実施する研修を受講すれば認定調査員となることができるため、多くの職員が認定調査員の資格を有するような体制を構築すべきであるとの意見を行ったが、早期に認定を受けることができるよう改めて改善を求めていきたい。

⇒議員 認定調査員の人数を増やすことと合わせて、高齢者が必要なサービスを適切に受けることができるよう、正確に高齢者の症状を把握できる認定調査員の能力の向上が必要である。

○10年ほど前から川島町南部公会所でふれあいいきいきサロンが行われているが、駐車場がない上、手洗い場のない外のトイレで、エアコンもなく、調理器具もカセットコンロしかない状況であり、高齢者が過ごす上で不自由な環境にある。地方創生として市に国の予算が下りてくると思うが、改修に向けた良い方策があれば教えてほしい。

⇒議員 公会所の改修については、地元自治会と連携を図った上で、かかった費用に対する一定額について市の助成制度がある。また、宝くじの助成事業として公会所を整備する手法もあるため、地元で調整し検討してはどうかと考える。

⇒議員 他の地区で新たに公会所を新築した事例もあるため、どのような手法や制度を使って改修等が可能であるのか検討していきたいと考える。

⇒議員 特に規模の小さい自治会が、公会所等の建替えに苦勞されていることは理解しているが、一律に定める補助基準の中で、現在ある制度やメニューを活用して方策を探るしかない厳しい状況であると考えている。

○生活保護制度に関して、市は、ただ単に保護費を支出するだけではなく、生活保護受給

者に対して、市が行っている仕事の一部を担ってもらったり、地域等でのボランティアへの参加を促すなど、時間等の制約がない可能な範囲内で受給者が活動でき、報酬を受け取れるような機会を設けることはできないのか。就職が難しい状況の中でも、体を動かすことで健康になり、受給者本人の自立にもつながると考える。

⇒議員 生活保護受給者によっても健康状態など個々の状況が異なるため、一律的な就労支援は難しいが、貧困による負の連鎖を断ち切るためにも、現在、市役所内にハローワークの窓口を設けて保護課と連携しており、しっかりとした就労支援の取り組みは大切である。以前、受給者に一定の軽作業を担ってもらい取り組みを進めてはどうかとの意見はあったが、実現には至っていない。働くことの喜びを感じてもらうことは大変重要であると考えます。

⇒議員 長い間働いていない人が、急にフルタイムで働くことは難しいため、まず、生活リズムを整え、社会との関わりを持ち、最終的に経済的に自立していくというように段階を踏んで自立を促していく必要があり、中間的就労を支援し本格的な就労につなげていく自立支援プログラムを策定する自治体もある。生活保護受給者の尊厳を傷つけないような方法での自立支援策でなければならず、個々に合った丁寧できめ細かな制度の構築が必要である。

⇒議員 やむを得ずに生活保護を受給するに至った高齢者が、何とか就職しようとしても、高齢のために職がない中、生活保護を受けることを申し訳なく思う気持ちから、地域の清掃をボランティアで行っている姿を見てきており、そのような気持ちを持つ受給者がいることも知ってほしい。

○あけぼの学園が移転する下海老町へは、車で行けない家庭があり、また、市南部に住む児童がバスで通園すると1時間以上かかることで、落ち着いてバスに乗ってられない子供も多い。学園の移転後の跡地利用は、まだ決まっていないとの説明であったが、今後の跡地利用の検討にあたっては、規模を縮小してでも現在の場所に学園の機能を残してほしい。また、現在週1回利用する療育で100人を超える児童が通園している現状であることから、そのような大人数ではなく、安心して保育ができる施設を整えてほしい。

⇒議員 放課後等デイサービスや預かりにおいて、今後、民間事業者が担っていく部分は大きくなっていくため、あけぼの学園が担うべき役割と民間事業者が担うべき

役割を整理し、民間事業者が児童の発達を支援できるような体制の充実に向けて、あけぼの学園が支援することが重要である。民間事業者に対して、通常保育の中で特別支援教育を採り入れてもらうとともに、民間事業者では受け入れが困難な重度の児童を移転後のあけぼの学園で受け入れることをまず優先して取り組む必要があり、あけぼの学園の跡地で公的資金を使っていく方向性については、難しい部分があると考えます。

⇒議員 重度の児童受け入れについては、今後も市が役割を担っていく部分であり、あけぼの学園移転後の跡地にサテライト機能を残したり、ヘルスプラザの位置付けを改めて考えていくことは、市南部に暮らす家庭にとって、重要な課題であると認識している。

○昨年から、急に公立幼稚園の保育料の値上げや、統廃合の問題など、公立幼稚園の環境が激変する可能性があるとの報道を聞いたが、公立幼稚園への入園を希望している保護者は大変不安である。昨年11月に、市議会に保護者が提出した陳情の内容について、把握しているのか。

⇒議員 提出された陳情書については、全議員に配付されており内容について各議員が確認していると理解している。

○地域の公立幼稚園に通わせたいと考える保護者の中には、公立幼稚園という選択肢を減らさないでほしいという強い思いがあり、国の制度改正や新制度への移行といった理由だけでは、保護者は納得できない。行政や議会で決まった内容を事後報告するのではなく、しっかりと保護者と意見交換できる場を設け、議論を尽くしてほしい。

⇒議員 幼稚園・保育園のあり方検討会議の答申を受けて、今後市としての方針を決めて、議案として提出されることとなる。当委員会では、昨年私立幼稚園や私立保育園の団体と意見交換を行ってきており、今後はぜひ保護者との意見交換も行った上で最終的な判断を行いたいと考えている。

⇒議員 幼稚園・保育園のあり方検討会議において、保護者の代表者も参画した中で議論をしていると理解しているが、説明が足りない部分については改めて補っていく必要があり、議論の場を設けることの必要性は、議員全員で認識している。また、当然担当部局としても、保護者等の意見を聴く機会を設けていくと理解している。

○幼稚園・保育園のあり方検討会議では、保護者の代表者から公立幼稚園での3歳児保育を希望する意見が出されたが、それについては取り上げられず、保育料の改定が先行して報道されたことは問題だと感じる。また、地域に公立幼稚園を残してほしいという意見や、もっと説明が必要だという意見も出されている。次の2月定例会議に担当部局より提案される内容について、決定することを前提とせず皆が納得できるように時間をとって議論を尽くしてほしい。

⇒議員 ご意見として承り、今後当委員会として議論していきたい。

⇒議員 現在の公立幼稚園の保育料は月6,900円と比較的安く抑えられており、児童1人に対してかかる費用と保育料との差額を、市だけで負担していくことは難しいと考える。幸い、国が就学前教育の予算を拡充していく考え方を持って進めていることから、私立幼稚園との公費負担の格差の問題もある中、全体的な負担の問題や全市的な公私の配置も考えながら議論をしていきたい。

⇒議員 本市で一気に幼児が増えた昭和40年代後半、公立幼稚園だけでは抱えきれなくなった際、園児を安定的に確保するため、市として公立幼稚園が3歳児保育を今後行わないという約束のもと、市内の学校法人に幼稚園の建設を依頼した経緯がある。現在の状況で、公立幼稚園で3歳児保育を実施しても入園児数は少なく、不必要な経費増を招くと考える。

○四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則では、学校施設を利用しようとする場合、教育委員会が許可を行うこととなっているが、交付される許可書に小学校の印鑑が押印されていたことに大変驚いた。これは、刑法に定める公印の不正使用の疑いもあるため、当委員会で十分な調査をお願いしたい。また、1つの規則に対し、2枚の許可書が交付された件についても、併せて調査をお願いしたい。

⇒議員 当委員会で確認し、改めて報告したい。